

校則改定の提議及び手続について

- (1) 校則改定の提言は本校の教員、生徒、保護者であるならば、誰でも可能である。
- (2) 校則改定を提言するものは、任意の用紙に記入し、教員に提出する。
- (3) 用紙を受け取った教員は生徒指導主事に用紙を提出する。(直接生徒指導主事に提出してもよい。)
- (4) 生徒指導主事は管理職の指導を仰ぎつつ、提議された内容を生徒指導部会に諮る。
- (5) 生徒指導部は必要に応じて生徒や保護者、教員の意見を集め、改定の是非について審議する。
- (6) 校則を変更する場合は、変更案を運営委員会で提案し、校長の決裁を得る。

学校生活の指針

愛知県立豊野高等学校のよい校風と伝統は、生徒の努力に負うところが大きい。学校は、自らを鍛え自律心を培い人格を高めるところであり、先生と生徒、生徒同士がめぐり会いお互いに切磋琢磨しながら固い絆で結ばれるところである。生徒自身の品位を高め、誠実な言動を促し、集団の規律と秩序を保つため、次のような学校生活の指針を定める。

学 校 生 活

1 校内生活

(1) 礼節

- ア 制服、言葉遣い、態度等は品位を保ち、外来者にも礼節を失することのないようにする。
- イ 毎日全員で担当区域の清掃を行う 10 分間清掃は、清掃の始めと終わりには整列し点呼を行う。

(2) 学習

- ア 始業のチャイムまでには教室内で着席し、授業の準備をする。
- イ 授業を大切に、チャイムと同時に授業を開始できるように準備する。
- ウ 予習をして授業に臨む。
- エ 家庭においては毎日学年＋1 時間以上勉強（予習・復習等）することが必要である。
- オ 授業で理解できないところがあれば、その日のうちに教科担任に質問するなどして、理解する。
基礎的・基本的事項は、繰り返し復習し、定着させる。

(3) 環境美化

清掃美化に徹するとともに、汚さないよう心掛ける。

(4) 日直

日直係は、ホームルーム日誌の記入、教室環境の整備、分担区域の戸締り、消灯などにあたる。

(5) 考査

- ア 考査に必要な筆記用具以外のものは、整頓して廊下に出し、机の中に置かない。
- イ 考査中の物品の貸借、下敷の使用、私語は認めない。
- ウ 原則として考査中の途中退席は認めない。
- エ 不正行為は絶対に行わない。不正行為があった場合は別途定めた指導措置を受ける。
- オ 定期考査を無断で、または正当な理由なく欠席した場合は、その科目を 0 点とする。
- カ 病気でやむを得ず欠席する場合は、事前に保護者より連絡し、後日証明する書類等（原則として、診断書か証明となるもの）を提出する。この書類等の提出がない場合は、原則として 0 点とする。

- キ 考査週間中は職員室への入室を禁止する。用のある場合は、職員室入口で先生に連絡する。
- ク 考査週間中はテストが終了するまで、原則として課外活動は禁止する。

(6) 出欠席、忌引等

- ア 始業の5分前までに登校する。
- イ 正当な理由なく遅刻、欠席、欠課等をしてはならない。また、始業時から終業時までには許可なく校外へ出ない。日課終了以前に校外に出る場合は、「外出届」を担当に提出して許可を受ける。
- ウ 欠席、遅刻、早退、外出等の場合は必ず事前に保護者から担任に届ける。急病等の際は朝8時25分までに保護者が担任に連絡をする。(8時25分～45分は直接担任と連絡できない。)
- エ 遅刻した場合は、職員室で入室許可証をもらい教室に入る。
- オ 早退、外出の場合は、その理由を担当に申し出て許可を得る(許可証の発行を受ける)。
- カ 忌引の日数は次のとおりである。

- 父母の死亡…………… 5日以内
- 祖父母及び兄弟姉妹の死亡…………… 3日以内
- 曾祖父母及び伯叔父母の死亡…………… 1日
- その他の同居家族の死亡…………… 1日
- 父母の年忌…………… 1日

(7) 日課表

4月～10月			11月～3月		
6限授業の日		7限授業の日	6限授業の日		7限授業の日
朝読	8:40～8:50	朝読	8:40～8:50	S T	8:40～8:50
S T	8:50～9:00	S T	8:50～9:00	1限	8:50～9:40
1限	9:00～9:50	1限	9:00～9:50	2限	9:50～10:40
2限	10:00～10:50	2限	10:00～10:50	3限	10:50～11:40
3限	11:00～11:50	3限	11:00～11:50	4限	11:50～12:40
4限	12:00～12:50	4限	12:00～12:50	昼食	12:40～13:20
昼食	12:50～13:30	昼食	12:50～13:30	5限	13:20～14:10
5限	13:30～14:20	5限	13:30～14:20	6限	14:20～15:10
6限	14:30～15:20	6限	14:30～15:20	清掃	15:15～15:25
清掃	15:25～15:35	清掃	15:25～15:35	S T	15:30～15:35
S T	15:40～15:45	7限	15:40～16:30	S T	16:20～16:25
		S T	16:30～16:35		

始業5分前の8時35分までに登校し、各ホームルームに入室を完了する。

(8) 昼食

昼食は昼食時間に教室でとる。

(9) 所持品

- ア 所持品に必ず記名する。他人のものを無断で借用しない。
- イ 学習や部活動等の特別活動に関する教材・教具以外のものは、学校に持ち込まない。

(10) 金品の紛失と拾得

紛失物と拾得物は直ちに担任か生徒指導部に届ける。

(11) 貴重品の管理と盗難防止

- ア 学校生活に必要なでない金銭、物品、貴重品などは学校へ持ち込まない。
- イ やむを得ず貴重品等を持ち込む場合は、自己管理を徹底する。
- ウ 体育の授業や部活動時等では貴重品の管理を徹底し、盗難防止に努める。
- エ 盗難被害にあったときは、速やかに担任か部顧問に申し出をし、「紛失・盗難届」を出す。

(12) 携帯電話、スマートフォン等の取扱い

- ア 貴重品同様、学校生活に必要なない携帯電話、スマートフォン等は学校へ持ち込まない。
- イ やむを得ず携帯電話、スマートフォン等を学校へ持ち込む場合は、学校敷地内では電源を切り、バッグに入れる。

(13) 印刷物の掲示・配布

校内外での印刷物の掲示・配布は、事前の許可を必要とする。

(14) 学校の施設と備品の使用

- ア 授業及び部活動を除き、校地、校舎、設備、備品の使用は事前の許可を必要とする。
- イ 公共物の使用には十分注意し、損傷した場合はただちに許可をした先生に届け出る。

(15) 金品の徴収

金品の徴収は、学校の事前の許可を必要とする。

2 服装規定（令和5年度以降に入学した生徒）

(1) 制服は、学校指定のものを着用し、特殊な変形等は禁止する。

- ア 左襟には学校指定のバッジをつける。
- イ ネクタイ・リボンは、ポロシャツ着用時を除き、学校指定のものを常時着用する。
- ウ スカート及びキュロットスカートの丈は、ひざ丈とする。
- エ 暑い時は、学校指定のポロシャツを着用できる。（ネクタイ・リボンは不要）

(2) 防寒衣

ア 防寒衣等の種類と着用について

- (ア) ニットセーター、ニットベストは学校指定のものを着用できる。
- (イ) ニットセーター、ニットベスト以外の防寒衣は、教室内では着用しない。
- (ウ) ストッキングを着用するときは無地ベージュ色、タイツを着用するときは無地黒か紺とする。

(3) 更衣

- ア 更衣移行期間は設けない。体調に応じて学校指定のものを選択する。
- イ 離任式、入学式、卒業式は、ジャケット、シャツ、ネクタイ・リボンを着用する。
- ウ その他の式典及び集会については、指定された制服を着用する。

(4) 履物

- ア 皮靴または運動靴とする。
- イ 校舎内では学校指定のスリッパを使用する。
- ウ ソックスは白、黒、紺またはグレーの標準ソックスとする。

(5) 頭髪

- ア パーマ、カール等の特殊技巧や染色・脱色を禁ずる。
- イ 清楚で清潔感のある髪型とする（生徒指導部が示す「身だしなみについての項目・基準」を参照する）。

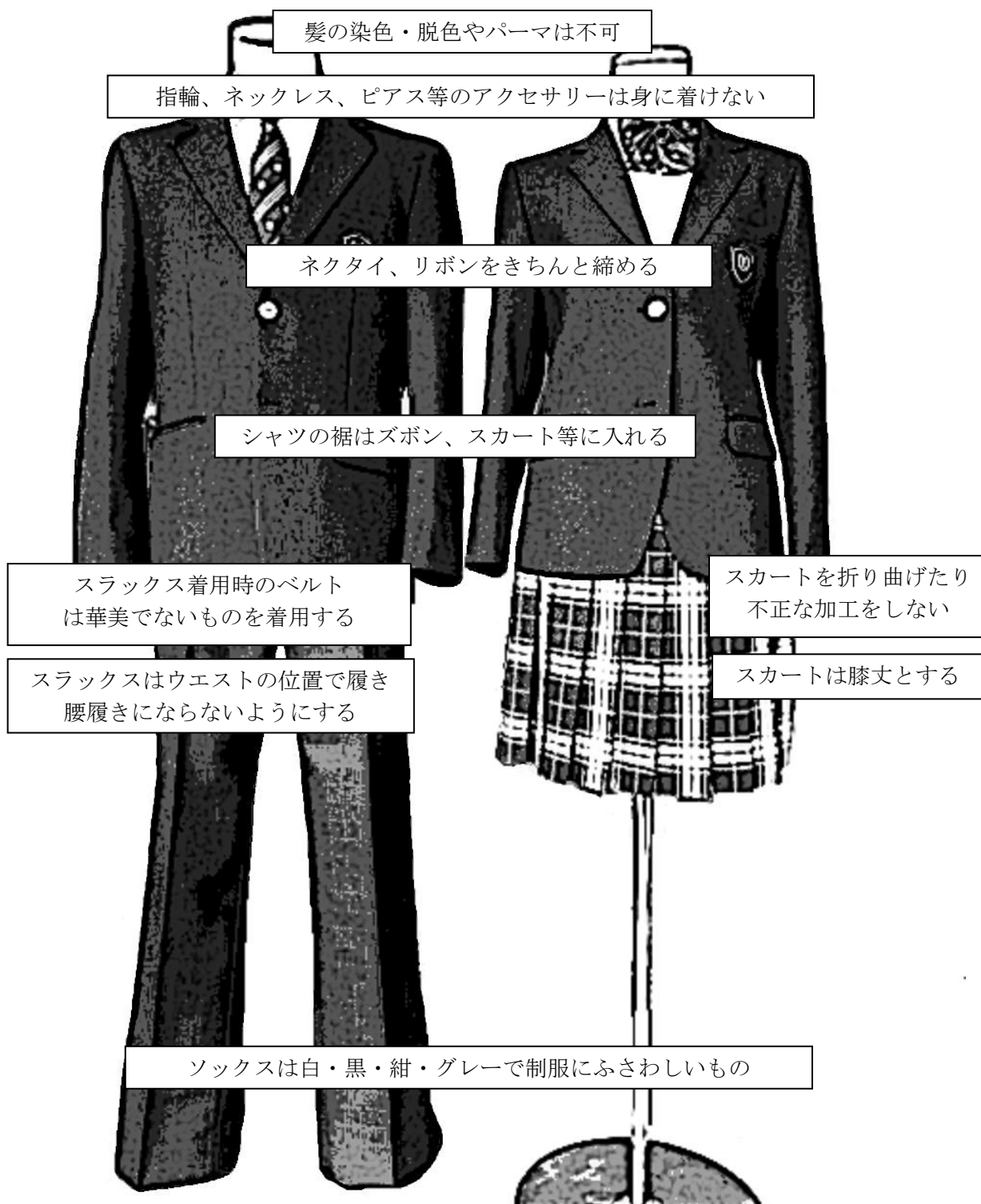
(6) 装飾品

学校生活では不要なので、装着しない。

(7) 異装

やむを得ない理由で異装を希望するときは、「異装許可願」を担任に届け出て、生徒指導部の許可を受ける。

さわやかな着こなしを心掛けよう



【Aタイプ】

【Bタイプ】

登 下 校

1 制服の着用と「身分証明書」の携帯

- (1) 登下校には、制服を着用し、「身分証明書」を携帯する。
- (2) 休祭日、長期休業中の登下校も、制服を着用する。

2 自転車通学

自転車通学は許可制とし、許可の条件は以下の通りである。

- (1) 禁止車体の自転車（ドロップハンドル・ミニサイクル・競技用自転車）は使わない。
- (2) 防犯登録をすること。
- (3) 自転車は常に整備し、ハブステップがついていたりライト・ブレーキなどが故障していたりするものは使用しない。
- (4) 自転車は、学校指定のステッカーをはり、反射板をスポークに付け、必ず施錠して自転車置き場に置く。
- (5) 雨天時は、雨合羽を着用し、傘さし運転は絶対にしない。
- (6) 以上の許可条件のいずれかに違反したり、交通安全規約を守らなかったりする場合は、許可の停止、取り消し、その他の指導を行う。
- (7) 自転車通学では、ヘルメットの着用に努める。

3 交通事故発生時の対応

- (1) 身体等の安全確認
 - ア 自分自身と相手にケガがないか確認する。また、物損がないか確認する。
 - イ 安易に「大丈夫です」と言わない。頭部にケガがある場合は動かない。
- (2) 相手の確認
 - ア 相手が自動車を運転している場合は、免許証、車のナンバー、住所、電話番号、勤め先などをメモする。
 - イ 相手が自転車に乗っているか徒歩の場合は、住所、電話番号、勤め先（学校名）、学生証、自転車のステッカーをメモする。
- (3) 連絡について
 - ア 保護者に連絡し、交渉は保護者に任せる。
 - イ 豊田警察署の代表電話番号は、(0565) 35-0110である。
 - ウ 担任（学校）に交通事故発生の連絡をし、登校できるようになったら「交通事故に関する報告書」を担任に提出する。豊野高校電話番号(0565) 28-8800である。
 - エ 自転車保険等の加入者は、保険会社に保護者から連絡をとり、保険手続きをする。

A I G 損 害 保 険：代理店「エムズコーポレーション」	TEL 052-979-2213
：事故受付（専用ダイヤル）	TEL 0120-300-399

4 交通途絶の場合

- (1) 始業時刻は平常どおりとする。
- (2) 登下校にあたっては、安全に十分配慮する。
- (3) やむを得ず欠席する生徒は、事前に担任に連絡する。

5 「暴風警報」発表時の対応

- (1) 登校前
生徒は、登校する以前に名古屋地方気象台から、学校所在区域（豊田市西部）あるいは自宅の所在

区域(市町村)に「暴風警報」が発表されている場合は、自宅待機し、アからエのように対応する。
ア 始業時刻（8時40分）2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を実施する。
イ 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業は行わない（家庭学習）。

エ 上記ア・イ（授業を実施）の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは登校しなくてよい。

(2) 登校中

登校途中に警報の発表を知ったときは、安全に配慮して直ちに帰宅する。

(3) 在校中

教職員の指示を受け行動する。

(4) 休日および長期休業中

警報の発表中は、登校を禁止する。

6 「特別警報等」発表時の対応

(1) 学校の所在する市町村及び生徒が居住する市町村において、警戒レベル4以上または特別警報(以下「特別警報等」という)が発表された場合、学校は休校とする。

(2) 登校途中に特別警報等が発表されたときは、速やかに帰宅し待機する。ただし、帰宅するより登校する方が安全と思われるときはそのまま登校する。

(3) 在校時に特別警報等が発表されたときは、教職員の指示に従い安全確保を行うとともに、保護者への引き渡し等の適切な対応ができるまで校内で待機する。

(4) 特別警報等の解除当日は授業を行わず、休校とする。

(5) 原則として、特別警報等の解除の翌日に授業を再開する。なお、解除後であっても、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校せず自宅待機とする。

(6) 警報解除の翌日にも授業が再開できないときは、ホームページ等で連絡する。

7 「Jアラート」発令時の対応

(1) 登校前

自宅で待機。「ミサイル通過」等安全が確認されたら登校する。

(2) 在校中

ア 屋外にいる場合は屋内に避難。屋内の者は窓から離れ、机の下に入ったり、姿勢を低くしたりして身の安全を確保する。

イ 長時間に渡って安全の確認ができない場合は、保護者への「引き渡し」等の適切な対応ができるまで校内で待機する。

(3) 登下校中

ア 各自が避難行動をとり、身の安全を確保する。

イ 冷静な行動を心がける。

8 南海トラフ地震に関する緊急時の対応

(1) 地震が発生した場合

ア 登下校時は、すばやく安全な空間を確保する。落下物から身体を守る。電車、バス等乗車中は、車掌・運転手・駅員等の指示に従う。予め決めてある避難場所へ避難する。

イ 在校時は、机の下にもぐり、落下物から身を守る。大きな揺れが収まったら直ちにグラウンドに避難して点呼を行い、安全上の指導を受けてから下校する。

ただし、学区内の家屋の倒壊が著しく、また火災等が発生していて混乱している場合、危険回避等のため保護者同伴で帰宅する。その場合は、引き渡しカードで確認後引き渡す。

留守家庭や、被害の大きい家庭では、保護者が迎えに来るまでの間、学校に待機する。

(2) 大規模地震が発生した場合の授業の再開

ア 通学路の安全確保、交通機関の再開を待ち、学校と連絡をとり状況を確認したうえで登校する。

イ 通学路の安全が確保できない時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は登校しなくてよい。その場合も、必ず学校と連絡をとる。

(3) 激甚災害（震度7をこえる）時の災害用伝言ダイヤルの活用

激甚災害が起きたとき、学校からの連絡・個人の安否確認は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。

一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHSから次の手順で災害伝言ダイヤルを利用できる。

ア 学校からの伝言メッセージを聞く方法

171 → 2 → (0565)28-8800 → 再生

〈例〉豊野高校です。学校は、しばらく休校とします。学校から連絡があるまで、自宅で待機していただきます。

- ① 「171」をダイヤルするとガイダンスが流れる。
- ② 「2」をダイヤルするとガイダンスが流れる。
- ③ 学校の電話番号（0565-28-8800）をダイヤルするとガイダンスが流れる。
- ④ 災害伝言ダイヤルセンターから豊野高校からのメッセージが再生されるので、指示に従って行動する。

イ 個人の安否を伝言ダイヤルに録音する方法

171 → 1 → 自宅の電話番号 → 伝言を入れる ガイダンス ガイダンス (市外局番から) ガイダンス
--

〈例〉1年1組の豊野太郎の母です。太郎も家族も無事ですが、自宅が倒壊し、現在〇〇小学校に避難しています。

- ① 「171」をダイヤルするとガイダンスが流れる。
- ② 「1」をダイヤルするとガイダンスが流れる。
- ③ 自宅の電話番号（市外局番から）をダイヤルするとガイダンスが流れる。
- ④ 伝言を30秒以内で録音する。

災害用伝言ダイヤルは、30秒以内の伝言を10件まで録音することができる。個人の連絡を学校の電話番号に録音すると、学校からの連絡が抹消してしまうので、個人の録音はしないこと。

(4) 安全確保について

緊急事態の時に、一番大切なことは生徒の安全確認である。そのために、家庭と学校の両者が報告・連絡・相談を密にする。

校外生活

1 交友関係

生徒の交友は、明朗で節度あることを心掛け、家庭や社会の人たちの誤解をまねくことのないように注意する。

2 問題行動の禁止

- (1) 問題行動（飲酒、喫煙、窃盗、不健全娯楽、薬物使用、暴力行為、不純異性交遊、深夜徘徊等）は禁止する。
- (2) 風紀上好ましくない場所へは立ち入らない。

3 外出

- (1) 午後 11 時から翌朝の午前 6 時までの外出は、「深夜徘徊」として補導の対象になる。夜間の外出は自粛する。
- (2) 風紀上好ましくない遊戯場、飲食店に立ち入らない。

4 旅行等

- (1) 実施する場合は、保護者・担任と相談し指導を受ける。
- (2) 学割（旅客運賃割引）が必要な場合は、1 週間前までに「旅行届」とともに「学生割引証交付願」を、担任を通じて提出する。手続き処理上、期限までに提出しないと発行できない場合がある。
- (3) 旅行をする場合、学校の教育活動に影響がないように配慮をする。
- (4) 海外研修、海外旅行をする場合は、「海外研修・海外旅行届」を事前に担任を通じて提出する。

5 交通安全

- (1) 交通ルールを守り、交通事故・違反のないようにする。
- (2) 「四ない運動」（免許をとらない・バイクをもたない・バイクに乗らない・バイクに乗せてもらわない）の立場から、原付自転車、自動二輪車、自動車の利用は原則として禁止する。また、保護者以外の自家用車等による送迎も禁止する。
- (3) 交通事故にあったときは、速やかに担任を通じて、「交通事故に関する報告書」を生徒指導部に届ける。
- (4) やむを得ない事情でバイクの運転免許取得を希望する場合は、担任・学年主任と相談し、「原動機付自転車運転免許取得許可願」を生徒指導部に提出し許可を受ける。

6 アルバイト

- (1) アルバイトは特別の場合を除き禁止する。
- (2) やむを得ない事情がある場合は、事前に保護者及び担任と相談し、「アルバイト許可願」を提出して学校の許可を得る。

7 下宿

下宿する場合は、担任を通して「下宿届」を提出する。